

大蔵委員会議録第七十七号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君
理事小山 長規君 理事佐久間 徹君
理事三宅 則義君 理事内藤 友明君
有田 二郎君 大上 司君
奥村又十郎君 島村 一郎君
清水 逸平君 苦米地英俊君
夏堀源三郎君 宮幡 靖君
宮原幸三郎君 高田 富之君
深沢 義守君 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君
大蔵事務官(主) 久米 武文君
大蔵事務官(理) 岸本 晋君
大蔵事務官(監) 石田 正君
計局給与課長(主) 河野 通一君
計局給与課長(理) 大蔵事務官

委員外の出席者

大蔵事務官(理) 宮川新一郎君
大蔵事務官(理) 横山 正臣君
財局管理課長 椎木 文也君
大蔵事務官 黒田 久太君
専門員 黒田 久太君

五月二十七日

委員川野芳滿君辭任につき、その補
欠として高間松吉君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の会議に付した事件
公聴会開承認要求に関する件
連合審査会開承認要求に関する件

閉鎖機開令の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四三三号)

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡
等に関する特別措置法案(内閣提出
第一六三三号)

製塩施設法案(内閣提出第一七六号)
高金利等の取締りに関する法律案(内
閣提出第一八四号)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行
への加盟に伴う措置に関する法律案
(内閣提出第一九〇号)

昭和二十七年年度における行政機構の
改革等に伴う国家公務員等に対する
退職手当の臨時措置に関する法律の
特別に関する法律案(内閣提出第一
九七号)

接収費金屬等の数量等の報告に関す
る法律案(内閣提出第二三二一号)

簡易生命保険及郵便年金特別会計法
の一部を改正する法律案(内閣提出
第二四一三号)

資金運用部資金法の一部を改正する
法律案(内閣提出二四二二号)

貴金屬管理法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二二九号)(參議院送
付)

○佐藤委員長 これより会議を開きま
す。

まず去る二十四日本委員会に付託さ
れました簡易生命保険及び郵便年金特
別会計法の一部を改正する法律案、及
び資金運用部資金法の一部を改正する
法律案の両案を一括議題として、政府
当局より提案趣旨の説明を聴取いたし
ます。西村大蔵政務次官。

簡易生命保険及郵便年金特別会計
法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及郵便年金特別会
計法の一部を改正する法律案

簡易生命保険及郵便年金特別会計
法(昭和十九年法律第十二号)の一
部を次のように改正する。

第七條ノ二を次のように改める。
第七條ノ二 保險勘定又ハ年金勘定
ノ積立金ハ簡易生命保険及び郵便
年金の積立金の運用に関する法律
ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ
得。

附則
この法律は、昭和二十八年四月一
日から施行する。

資金運用部資金法の一部を改正す
る法律案

資金運用部資金法の一部を改正
する法律案

資金運用部資金法(昭和二十六年
法律第百号)の一部を次のように改
正する。

第二條第二項本文中「資金運用部
特別会計」の下に「及び簡易生命保
險及郵便年金特別会計」を加え、同
項但書を削る。

第九條第一項中「重要事項を」の
下に「郵政大臣の諮問に應じ、簡易
生命保険及郵便年金特別会計の積立
金の運用の方針及び条件その他の当
該積立金の運用に関する重要事項を
それぞれ」を加え、同條第二項中
「大蔵大臣」の下に「簡易生命保
險及郵便年金特別会計の積立金の運

用に関し郵政大臣にそれぞれ」を加
える。

第十條第一項中「十人」を「十三
人」に改め、同條第二項中「三人」
を「六人」に改める。

附則
1 この法律中第十條の改正規定
は、公布の日から、第十條の改正
規定以外の規定は、昭和二十八年
四月一日から施行する。

2 昭和二十八年三月三十一日現在
の簡易生命保険及郵便年金特別会
計の積立金でこの項の規定施行の
際資金運用部に預託されているも
ののうち、政令で定めるものの資
金運用部への預託については、な
お従前の例による。

○西村(電)政府委員 たいま議題と
なりました、資金運用部資金法の一部
を改正する法律案、及び簡易生命保
險及郵便年金特別会計法の一部を改正す
る法律案につきまして、提案の理由を
説明いたします。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計
の積立金は、従来契約者貸付を除いて
は、他の特別会計の積立金と同様、資
金運用部に預託しなければならぬこ
とになっており、資金運用部において
これらを一元的に運用していたのであ
りますが、今回簡易生命保険及び郵便
年金特別会計の積立金については、そ
の運用方法を改正することとなり、こ
れに関する法律案が本国会に提出され
ましたので、これに伴いまして、資金
運用部資金法及び簡易生命保険及郵便

年金特別会計法の二つの法律につい
て、所要の改正を加える必要がありま
すので、この二法案を提案申し上げた
次第であります。何とぞ慎重御審議
くださいますようお願いいたします。

○久保田委員 議事進行に關しまして
発言いたしたいと思ひます。会期も非
常に迫つて参つておられますと同時に、
議長さんからもきついでございま
した。本委員会といたしましては、相
当重要法案が残されておりますので、
その法案の審議が三名か五名くらいに
よつて審議されておりましたこともご
ざいました。今後は過半数をもつて
議案の審議をいたし、過半数なければ
委員会を開かない、かようなことにき
めていただきたいと思います。

○佐藤委員長 了承いたしました。
たいま説明を聴取いたしました簡
易生命保険及郵便年金特別会計法の一
部を改正する法律案、及び資金運用部
資金法の一部を改正する法律案の両案
に対する質疑は、次会に議することと
いたします。

○佐藤委員長 この際ちよつとお諮り
いたします。

それはたいまの両案に関する公聴
会開の件についてでございます。右
両案は、いろいろの意図で一般的関心
及び目的を有する重要な案件でありま
すので、右両案について公聴会を開
き、真に利害關係を有する者、または
学識経験者等から意見を聴取する必要
があると思ひます。右両案について成

支拂うとかいう問題が起ると思いますが、そういう場合には、ほかの人に迷惑を及ぼすことに相なりますので、その点を考えまして、やはり罰則を設けた方が妥当ではないかと考えた次第でございます。

それから詐欺罪の関係でございますが、これはほうををついたという点におきましては類似するのでございませぬが、虚偽の報告はしたが、しかし虚偽の報告というところがわかりまして、品物の一部を返すというようになるとしなかつたという場合、それも放置しておいてよろしいかどうかという問題とも関連するものであります。そういう場合には物件は取得しておりませぬから、詐欺罪は構成しないのではないかと。要するに物をとつてしまつたら罰する、物が返つていなければ罰しないでもいいというならまた別でございませぬが、そういうふうな虚偽の報告をすること自体がよくないのではないかと、いう意味におきまして、罰則を設けた方が適當ではないかと考えた次第であります。

○夏堀委員 虚偽であるかないかということは裁判所で決定するということでありませぬが、すべて裁判所で決定することであれば、裁判所は刑法上の一つの問題として取扱うという処罰の方法もあるかと思ひます。今ここで処罰の規定を設けて、そのほかに刑法上の処罰の規定もあるかと言つておられますが、実際どういふことになるのか。裁判所におまかせするということであつたならば、裁判所のすべての刑法上の処罰方法があるでしょうから、それにまかしてもいいのではないかと。法律の上で処罰するということであ

ば、正確な報告をしようという勇氣を失うことにもなりはしないか。もし間違つた報告をしようと処罰されるんだ、こんなものはこわくてしようがないから黙つておつた方がよいということになりはせぬか。これは常識だろうと思ひます。だから今申し上げたように、裁判所にすべてをまかせるといふことであつたならば、その方にまかせたらどうだろう。いきなりこの法律で処罰しようとする、正確な報告を受けることは、困難になるのではないだろうかと思ひます。

○石田政府委員 この接收の事實は、先ほど夏堀先生から御指摘がありましたように、確かめるのが非常に困難な問題であるかと思ひます。そういうふうな困難であるかという事象を前提といたします場合にございませぬが、今お話のように虚偽の報告をしたために罰則に問れることがございませぬが、報告を出さないと心配も一方には考えられますと同時に、他方におきまして、どさくさまぎれでどうせお役所はわからないから、いかげんな報告を出しておけばもどつて来るというふうな意味において、報告が出て来ることが非常に心配せられるのであります。いろ／＼な点からいまして、どさくさまぎれで、おそろくものがよくわからないだろうという意味において、利得をしようとするために報告を出しておくと、このために報告が多くなるかというケースが非常に多く、悪いことになるとはなからいふことがございませぬが、この規定を設けた次第でございませぬ。

○夏堀委員 最後は裁判所にまかせるといふ御意思であれば、予想によつてこつた御意を設けることはどうかと思はれるのです。もしあつてはならぬからというのであれば、生じた結果によつて処罰するということがむづかしいのではないかと。この点はどうかと思ひます。

○石田政府委員 あらかじめ報告する人に恐怖心を起させました。報告を出しにくくしようという意図は毛頭ございませぬ。報告が参りました場合に、ただちに虚偽のものを探し出して罰則を加えようという意図を盛り込んでおるものではないのであります。ただ實際問題といたしまして、今お話をいたしましたように、結果的に虚偽の報告であることが明らかになつておる、しかもそれは相当不純な動機でやられておるといふことがございませぬ場合に、裁判所といたしまして罰則の適用ができないかというのでなく、できることにはいたしたい、こういうことでの規定を設けておるのであります。

○夏堀委員 これ以上は水かけ論になりますから申しませぬが、この報告の審査は政府自身によつて行ふのであるか。それとも何か特別な審議会でもつくつて、何か補助的にそういうことをやらせようと思はれておられるのか。この点をお伺ひいたします。

○石田政府委員 政府といたしましては、報告をいたしまして、その報告がきつてから申しませぬが、政府だけで判断ができる場合でありませぬならば、ことさらに審議会を設ける必要はないと思ひます。しかしながら私たちが考えたしましては、おそろく報告された結果は、相違むづかしい場合が起つて来

るであらうと思ひます。そういう場合に政府だけで独断的にきめるのはどうかと思ひますので、今お話がありませぬような審議会を設けることが適當であるか、實際どういふふうな処置すべきものではないかと心得ております。

○夏堀委員 非常にむづかしい問題でありますから、正確な報告を受けることと自身が非常に困難なことであるかと思ひますので、これに対してはやはり一つの審議会のようなものを設けて慎重に取扱わなければならぬ。これを裁判にまわし、そこで適当に処理されればよろしいのですけれども、なかなかそうならない場合もでて来るのではないかと。そこで裁判にまわす前に、できるだけ政府及びその審議会において、慎重に審査することがよろしいだろうと私も考えております。

その次に、あまりこつたことは申し上げたくないので、新聞の伝えてるところでは、いわゆる管理中と申しますか、あるいは接收中のどさくさまぎれと申しますか、そういう中にあつて何か没収の形、あるいはいろ／＼な事情によつて失われたものがある。この間はそういうものはないかのように御答弁でありませぬが、もしありとすれば、これは占領上の措置によつて没収されたものであると承知してよろしいものであるかどうか、お伺ひいたします。

とか、そういう記事の問題ではないかと思ひますので、この二つの点につきましては、新聞の報道というものは正確ではございませぬ。これは新聞の報道自体に誤りがあるかということ、御説明申し上げたのであらうと思ひます。われ／＼の方はあつたのであります。われ／＼の方はあつたのであります。われ／＼の方はあつたのであります。

○石田政府委員 お話のございました新聞の記事といふのは、日本銀行の持つておりました金について、四十五トン現物がなくなつておるとか、あるいは日本銀行及び日本銀行が持つておりました金が六トンなくなつておるとか、そういう記事の問題ではないかと思ひます。われ／＼の方はあつたのであります。われ／＼の方はあつたのであります。われ／＼の方はあつたのであります。

日本銀行に引渡されたという事実は、これは没収すべきものではなくして、日本側に返還すべきものであるか、またわれわれはそういうふうな解釈すべきもの

のとして、従来努力して来たわけでございます。だから全般の問題として没収という規定を適用すると申しますか、そういうことをするという事は、当らないと思ひます。根本方針として、かりに占領下におきまして、今度返されたところのもの、たとえば半分とか三分の一とかいうものを、没収して持つて行くというのを言ひましても、それは正当ではないとわれわれは考へておつたのでございまして、持つておきますところのものは全部返還を受けた、かような経緯に相なつております。

○夏堀委員 そこで民間で持つておるものを、その当時あるいは占領軍で没収という形で、これを取上げたものが何かあるという話も聞いております。これも軍事上の一時的な措置であつて、どういふ御都合であつたか私はおかりませんけれども、今御説明にあつたように、それはもと々法律にはつきりとうたつてあるように、返還するのだ。こういうことはあちらの方でもそういう処置をすることは、非常に好意のある処置であつて、そういうことであれば、その中間において、なげればよろしいのですが、もし私が申し上げたような没収的な何かがあつたということがわかれば、それもあわせて返還してもらふということに考へてよろしいのかどうか。これをお伺ひいたします。

○石田政府委員 占領軍としては、没収すべからざるものであるという根本方針はつきましても、われわれと見解を同じうしておる。アメリカ政府としても同様の見解であります。がゆゑに、日本側に対する返還という問題が

起つて来たのであります。ただ個人が金なり銀なりをとられたという場合に、おきまして、その逆の方のつた方の人間が、どういふ過程でそれをやつたのか。要するにそれを軍なりあるいは権限あるところの者の行為として、認定し得べきものであるかどうかという問題につきましても、調べた結果におきまして、あるいは問題が起つて来るのじやないか、かように一慮予想いたしております。

○夏堀委員 こういふ問題にあまり触れたくありませんので、なお十分に御研究になつて、占領軍の御好意に沿うように、そしてもし何か今までの処置に対して、これはどうかかなといううな点がありましたらば、あちらの御好意に沿う意味において、十分にこの問題の取扱いを慎重にしていきたい、こういうことを申し上げておきます。

なお民間の貴金属を、戦争当時あるいは政府で買ひ上げたものがあつたと思ひます。三田四十銀程度であつたと思ひますが、今記憶しておりませんが、民間で手放したくはなかつたけれども、戦争遂行のためにどうしても出せ、こういうことで供出したものがあつたと思ひます。安い値段で、手放したくないものでも、一べん供出したものでありますから、今それは全然発言権はないのだということになるかも知れません。けれどもその本人の希望によつて、その当時の価格で買ひもどしたい、こういう希望があれば、そういう点に対してはどのような御処置をおとりになるのでありましようか、お伺ひいたします。

金なんかを動員をいたしました。これは買ひ上げまして、そうしてそれは国際決済に使うとか、あるいは大陸における通貨工作に使うというようなことを目途として集めたものでございませう。従ひましてそういうものは大部分つぶしてしまつたわけでございます。そうしてどの部分かは知りませんが、戦時中に海外に出してしまつたといううな形になつておるのであります。従ひましてそういうふうなものを今元の値段で返してほしいと言ひましても、政府としてはそういう要求に應ずることは困難であるかと思つております。だから日本銀行に對しまして、非常に特別な金製品であつて、将来買ひもどしをするといううな約款づきで日本銀行に売つておつて、日本銀行はそれをその原形のまま現在まで保管しておる。終戦後没収されたわけでありませんが、それが今度もどつて来たといううなものにつきましても、これは日本銀行に政府にいたしましてはその分を返した場合には、日本銀行としてはまた売れりもどし約款に従つて、当事者に売れりもどすといううなことが起るかというふうに一慮考へております。

○夏堀委員 御説明の点は、今聞いた程度ではわかつたやうで、わからないやうで、なおこの考へ方によつて一体どういふことになるか。特にこの報告の確證という点において、今申し上げたやうなことで、非常にむずかしい問題が残されておるのであります。この法案の通過によつて生ずるいろいろ複雑な面を、できるだけ国民に迷惑のからないうに、特に処罰という

漏なそれによつて間違つてやつたということによつて、あるいは裁判所にまわされ、あるいは処罰されるような、非常なめんどうなことが起りますと、せつかく占領軍の好意によつて返還されたことによつて、その問題が国民にまた迷惑が残されることになるであらうと存じますので、この点は十分に御注意の上におとりはからい願つてほしい、こういうことを申し上げておいて、私の質問を終ります。

○石田政府委員 報告の処置につきまして御注意いただきましたことは、重重ねられたいと思つて心得ました。慎重にまた迷惑のからぬやうに取運びたいと思つております。なお附带的に申しますが、この報告のありました結果、どういふうな措置をするかということにつきましても、あらためて法案を国会に提出いたしまして、御審議を得ましてから措置するということに、当然相なるうかと考へております。

政府におきましては、金の取扱ひといふのは慎重でございませうので、みなナンパーを打つとかなんとかいたしまして、はつきりいたしますやうな措置を講じておつたわけでありませう。帳簿の上にもそれが残つておるわけでございます。政府及び日本銀行に關する限りは、目下照し合せ中でございます。限りが、大体確認ができるのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○深澤委員 そういたしますと、そういう政府並びに日銀の手持ち關係のものは、きわめて明確に帳簿並びに現物も明らかになつてゐるわけでありませう。そこでこのたび占領軍から接收解除になりまして、数量と比較いたしました。石田理財局長の説明によりますと、金塊が百二十トン何と、それから合金の中にも金が大体八十トンある。従つて百十トン何とに成るのであります。従つて政府が当時持つておつたものが百八十トン幾らでありまして、大体その差額二十トン幾らが、政府並びに日銀が接收当時持つておつたもの以外のものとして、これは民間なりあるいはその他から接收をした部分ということに、計算上はなるのであります。ところが問題は、結局政府並びに日銀が明確に表示された帳簿に照し合された現物と、それから占領軍が引渡したその現物との間に、どういふ差があるかという問題です。政府、日銀が当時持つておつたものがそのままあつて、それ以外に二十トンよけいになつて、こういう状態になつてゐるのか、その点をひとつお伺ひしておきたい。

○石田政府委員 これはまだ全部照合

が済んでおりませんから、はつきりしたことは申し上げかねますが、日本銀行の持つておりましたものでも、民間から供出したしまして買取りましたところのものであつて、そうしてまだ改鑄して金塊にいたしてなかつた段階のものがあるわけでございます。そういうふうなものを、接收後におきまして占領軍が金塊に鑄直してしまつた。こういうものもあるわけでありまして、それがこの間から問題になつておりますところの、合金とかなんとかいふふうなものになるわけでありまして、従いまして、政府及び日本銀行が持つておつたから全部確認できるかというところ、それも行かない。それからまたこれは申し上げた方がよいと思つたのでありますが、われ／＼はどのくらい接收されたかわからぬが、相当のものが接收されたというところは、推定できたわけでありまして、その中におきまして、白金というよりなるものがございます。この白金は日本がなくて困つておつたのであります。そこでどうか白金だけでも解除してほしい、こういう話をいたしました。そういう場合に、それでは金をかわりに持つて来い、そうすれば白金を解除してやろう、こういうこともあつたのであります。従いまして日本政府といたしましては、貴金屬特別会計—前の金資金特別会計でございまして、その持つておつたところの金を、白金の解除されるものと同一金額になりませうなるものを進駐軍に納めて、白金の解除を受けた、こういうふうな場合もあるわけでございます。それらのものを全部総合いたしてみませんことには、的確にどのくらいのものがあるかどうなつたかということが、今の現

在の段階ではわかりかねる。やつぱり報告を全部とつてみて、そうして照合してみた結果、わかるものも出て来ると思ひますけれども、またわからぬという部分も出て来るのじやないか、かように考へてゐる次第であります。

○深澤委員 問題の根本は、占領軍が接收のリストを具体的に出不さないといふところに、結局その処理が非常に困難だといふ根本原因があると思つておられます。この点をひとつ明確にしようにも、向うが出さないといふことではあります。その点が一番困る問題であります。そこで接收されたものが相当の多数に上つておる予想もつくといふ御答弁であります。大体政府もあつた程度ですが、当時接收されたものの中に、日本産金あるいは日立、太平洋、神岡、古河、別子、同和鉱業、財団法人金銀運営会というふうなものを持つておつたものが、相当接收されておるといふことをわれ／＼は聞いておるのであります。そういう事実を政府は御存じでありますか。

○石田政府委員 金銀運営会と申しますのは、要するに政府の下請として、そうして集める段階にあつたものでありまして、これは相当のものがあつたのでありまして、これは相対的なものであります。それからいへば、産金会社は、政府に産金がある程度製錬いたしましたつた納入するといふことをやつておつたわけでございます。これが納入未済のものゝが会社に残つておりました。そうして接收せられたであらうといふことも想定できるわけでありまして、先

ほど申しました報告をとりまして、そうして進駐軍の出しておるところの受取り等を見ないことには、はつきりした数量を、これだけであつたといふことを、今政府の方から申し上げるのはいかかと思つておられます。それから一般のものにつきましては、これは御承知の通りで戦時中は、金が非常にほしいといふと申すに集中したわけでございます。従いまして民間に残つておるものは、理論的にはほとんどなくなるべきはずであつた。結果を見なければわからないのであります。相当大きなものが残つておつて接收されたといふことは、金に関する限りないのでないか、こう考へておられます。銀におきましては、これは軍需工場その他に持つておつたものが想像されます。持つておつたものがあつた、かやうに考へておるわけでありまして、ただこれは概略でございまして、こういう数量がどうであつたといふことを、今政府としてお示しすることができたいといふことを、御了承願ひたいと思ひます。

○深澤委員 それから戦争当時は、陸軍が民間からの買上げ、あるいは外地から略奪したものを保管しておつたやうに、われ／＼は聞いておるのであります。しかししたと陸軍がやりまして、当然それは大蔵省に引渡さなければ日銀の金庫等に保管すべき性格のものであつたのであります。その間の関係が統一的に処理されておつたのかどうか。陸軍が持つておつた、大蔵省が持つておつたといふやうな状態になつておつたのではないかと、われ／＼には想像されるのであります。そういう

当時の事情は、現在の石田局長にその具体的な御答弁を求めるとは無理かと思つたのであります。おそろくこの処理にあつて、いろいろ御研究をなされておるのでありますから、当時のそういうふうな事情も、ある程度おわかりになつておると思ひますので、その点をおわかりでありましたらお伺ひしたい。

○石田政府委員 軍が現地からいろいろなものを持つて来ておつたのではなからぬか、それからまた軍がいろいろ手持ちしたものがあつたのじやないか、それらのものは一体どうなつたのだ、こういう御趣旨かと思ひます。この点につきましては、われ／＼は軍といへども日本政府の一部であるといふふうな考へておられます。従いまして軍に對しては、どういふふうなものを持つておつたかといふことを要求いたしました。そうして報告等も参り書類も参つておられます。しかしながらそれがほんとうに接收されたものであるかどうか、その数量の間違ひがなかつたかどうかといふ点につきましては、遺憾ながらはつきりしない部分が残つておる、こういうのが実情でござい

○深澤委員 それからこれはすでに御調査になつておると思つたのであります。陸軍の糧秣廠にあつたものを、終戦と同時に東京灣に投じた、その引揚げをやつたといふ問題を、非常に具体的に世耕さんが改造に書いておるのであります。また予算委員会においてもそういう質問が行われまして、実は多少政府の間の答弁の中にも食い違ひがあるやうであります。この東京灣の

金並びに銀の問題はどういうぐあいに処理されているのか。これはやはり占領軍が接收をして、このたび解除されたものの中に入つておるのか。それとも他の方法によつて、占領軍自体が占領管理中に処理をしたというやうな事実があるのか。そういう点を概略お聞かせしたいのです。

○石田政府委員 委員長、ちよつと速記をとめていただきます。

○佐藤委員長 速記をちよつとストップしてください。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めてください。

○深澤委員 今回の予算委員会で大蔵大臣が、賠償金の調査によつてオランダからの略奪品であつたもの、金を五億程度、銀を二十億程度返済しておるというやうな答弁をされておるのであります。そういう事実があつたのかどうか、そういうことを御存じかどうか。

○石田政府委員 実はそういう話でございます。返したといふ事実はなかつたと思つておられます。ただそういうことが伝えられておる、そういうことを向う側が要求している、こういう事実はございませうけれども、ございませぬ。これはあるいはタイと佛印の分につきましては、戦時中支拂い協定と申します。金協定、そういうものがございます。日本側が借金してございまして、日本側が借金してございまして、金をイヤ・マークしたことがございまして、金をイヤ・マークしたことがございまして、この金をイヤ・マークした分につきましては、終戦後におきまして軍に保管しておつたわけでございます。それは佛印のものである、タ

○石田政府委員 委員長、ちよつと速記をとめていただきます。

○佐藤委員長 速記をちよつとストップしてください。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めてください。

○深澤委員 今回の予算委員会で大蔵大臣が、賠償金の調査によつてオランダからの略奪品であつたもの、金を五億程度、銀を二十億程度返済しておるというやうな答弁をされておるのであります。そういう事実があつたのかどうか、そういうことを御存じかどうか。

○石田政府委員 委員長、ちよつと速記をとめていただきます。

○佐藤委員長 速記をちよつとストップしてください。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めてください。

○深澤委員 今回の予算委員会で大蔵大臣が、賠償金の調査によつてオランダからの略奪品であつたもの、金を五億程度、銀を二十億程度返済しておるというやうな答弁をされておるのであります。そういう事実があつたのかどうか、そういうことを御存じかどうか。

○石田政府委員 委員長、ちよつと速記をとめていただきます。

○佐藤委員長 速記をちよつとストップしてください。

〔速記中止〕

○佐藤委員長 速記を始めてください。

○深澤委員 今回の予算委員会で大蔵大臣が、賠償金の調査によつてオランダからの略奪品であつたもの、金を五億程度、銀を二十億程度返済しておるというやうな答弁をされておるのであります。そういう事実があつたのかどうか、そういうことを御存じかどうか。

性はわかっています。なおかつ審議を終るわけに行かないのであります。これは明日にでもまた明後日にでも、根本的に大蔵省当局に何かわなければならぬ。ただこの協定に参加したすのみの問題ではなく、国の財政法、会計法等を通じて、全般に關係のあることでもあります。これを不問にいたしまして通過せしむるといふようなことは、どうも良心的にできません。そこで昨日のようなお答えを何度繰返していただきましても、徹底的に了承できないのみならず、私の方でも資料をとりそろえまして、矛盾いたす場合を数字的にかつ實際的に指摘いたしますので、それに対します御準備をしていただいて、短時間にこの問題が完全解決のできるように御答弁をいただきたいと思つておられます。そしてわれわれ、その他の各條についての質問は相当あります。が、こんなものは三十分か一時間やれば、御当局から明快な御答弁をいただけることと期待しておるのであります。当日審議を終ることもできると思つて、主として昨日の二点について満足行きません。それに実際において数字等を換算しておやりになつておる点はおおむね大きな矛盾が出て参ります。その差額や数字の食い違いなどを、大蔵省がかつてに処理してよいということになれば、予算もいらないければ、財政法もいらないければ、会計法もいらない、こういうことにならぬのであります。どうかこの点につきまして御準備をしていただきまして、私の方の御質問に対してどうか率直にお答え願ひたい。独立しておおむね百

八十日の期間に処理しなければならぬ問題でもありますので、急ぐこともわかつております。それからこの八番目の加入資格といふ事か、地位を得られるのでありますから、理事国にもなれましよう。その理事国に選任される機会も日付的に近づいておられますので、諸般の事情でぜひ早く通したい。それにはさういふまいところを——まずいといつては悪いかもしれませんが、明瞭にならないところを一層すみやかにつきりしたいと思つて、ぜひ御出席を願ひたいのであります。

委員長にもこの際お願いいたしておきますが、この問題はあるいは午前か午後かどちらか、これ専門の準備をしていただくことができますれば、割合に早く上るかも知れません。さうでない、なか／＼時間がかかると思つて、本日は時間ありませんのでこれだけをお願いいたしまして、審議促進には協力いたしますということをはつきり申し上げますが、不明の点を不明のままではどうも賛成しがたい、こういうことを申し上げておきます。

○佐藤委員長　ごもつともでございます。了承いたしました。

本日は午後一時から本会議が開かれますので、これにて散会いたします。次会は明二十八日午後一時から開会いたします。

午後零時二十九分散会

昭和二十七年六月四日印刷

昭和二十七年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所